

陳情第73号	受理年月日	令和7年12月3日		
付託委員会	都市戦略整備委員会			
件名	市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行うように求める旨の市議会の決議について			
要旨				
<p>令和6年2月1日、私は「北九州市長は、1月25日に門司港鉄道遺構について記者会見している。その中で6人の専門家に意見を聴取したと述べている。この意見聴取とその市長への報告並びに遺構保存についての市の方針決定についての事績」である行政文書の開示請求を北九州市情報公開条例第5条第1項の規定に基づき、北九州市長に対して行った。</p> <p>しかし、北九州市長が開示した行政文書（令和6年3月28日付け行政文書開示決定通知書）には、開示すべき文書が全て開示されていなかつたので、私は全ての開示を求めて北九州市長に対して審査請求を行った。それを受けた北九州市長は、令和6年5月22日に当該審査請求について、北九州市情報公開審査会に諮問した。</p> <p>令和7年10月28日、北九州市情報公開審査会は、北九州市長に対して当該諮問に対する答申を行い、その中に次のような付帯意見がある。</p> <p>「行政文書の公開は、市政に関し、市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする情報公開制度の根幹をなすものであるが、行政文書が適切、適正に作成されることは、情報公開制度の前提となるものである。その意味で、行政文書は、行政の意思決定や政策判断がどのような理由や目的でなされたものか、それが手続面において関係法令等に従って適正になされたものかを明らかにするものとして、極めて重要である。言い換えれば、行政が、時の権力者の恣意により運営されていないかどうかを、事後的にでもチェックできるようにしておくことこそが、公文書管理制度及び情報公開制度の趣旨であると考えられるのである。</p> <p>既にみたとおり、本件は、その意思決定過程に関する文書が、ほぼ全くといっていいほど作成されていなかった事案であり、処分庁において、各職員が、公文書管理制度及び情報公開制度の趣旨を適切に理解した上</p>				

で職務に当たっていたと評価することは到底できない。審査請求人をはじめとする市民からすれば、処分庁が本当に市民に対する説明責任を果たそうとしていたのか、むしろ同責任を忌避しようとしていたのではないか、などといった感想を抱かれてもやむを得ないのでないだろうか。

市長をはじめとする北九州市の全職員においては、本答申を踏まえ、今一度、公文書管理制度及び情報公開制度が民主主義の観点からいかに重要なものであるかの理解に立ち返った上で、今後、市民に対する説明責任を全うすべく、行政文書の作成について適切な対応を行うよう、強く願うものである。」

北九州市議会は、北九州市情報公開審査会の付帯意見にのっとって、市政が健全に運営されるよう、市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行う旨の決議をされたい。